

広島県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十一条第四項で準用する第二百二十条第一項の規定に基づき、令和四年において、漁業権者が実施すべき増殖の目標量等を次のとおり指示した。

令和四年三月十七日

広島県内水面漁場管理委員会

会長 辻 駒 健 二

一				指示 番号	
内水共同 第二十六号				漁業権 番号	
三篠川漁業 協同組合				漁業権者 の名称	
あゆ	うなぎ	こい	もくずが に	魚種名	増
種苗放流	〃	〃	稚がに放 流	方法	殖
四〇〇 キログ ラム	三〇 〃	五〇 〃	五 〃	指示 数	
		主として「黒ご い」とする。		備 考	